

第三者評価 調査結果報告書

児 童 養 護 施 設 青 雲 寮

調査期間 平成 26 年 4 月 23 日
平成 26 年 8 月 20 日

平成26年8月20日(水)
特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

平成 26 年度

調査期間：平成26年4月23日

平成26年8月20日

②事業者情報

名 称：	青雲寮	種 別：	児童養護施設
代表者氏名：	山本 牧生	定員 (利用人数)：	36 名
所 在 地：	〒901-0301 沖縄県糸満市阿波根567番地	Tel	098-994-5134

③総評

◇特に評価の高い点

1. 子どもの基礎学力向上として施設内公文学習に長年取り組んでいる。

子どもの基礎学力向上を目指し、10年以上も前から施設内公文学習を取り入れ、小学低学年は国語と算数、高学年及び中学生以上は、国語と数学（算数）及び英語を実施している。学習方法などについては、子どもの意見も取り入れながら学校の宿題や施設内公文学習を毎日の学習習慣として位置づけし、基礎学力向上に繋げている。

2. 子どもの意向への配慮に取り組んでいる。

子どもの意向の把握としては、食事に関する嗜好調査や寮と食堂に設置している意見箱に好きな食べ物などの意見を言える機会としている。日常生活においては、子ども会やリーダー会などで子どもの意向把握に努めている。また、施設の目標である家族再統合に向けての取組は、中学校卒業を目途に自宅から高校に通えることを目標とし支援している。家庭復帰に当たっては、子ども一人一人の意向を尊重しながら、保護者、児童相談所、施設で具体的に検討し、段階的に実施され、昨年は、小・中学生5人が家庭への退所実績となっている。

3. 家庭的養護の推進として、グループホームや地域小規模児童養護施設を積極的に導入し取り組んでいる。

施設長のリーダーシップにより、県内でも先んじて小舎制への取り組みがなされている。グループホームや地域小規模児童養護施設では、毎日の献立から食事作り、弁当まで、子どもが主体となり職員と一緒に実施している。子どもの家庭復帰や高校卒業後の社会生活へのステップの場として、小舎制での家庭的な生活を体験してもらい、日常生活の自立を支援し家庭的養護の推進に努めている。

◇改善を求められる点

1. 標準的実施方法（マニュアル）の整備はされているが、見直しや追加整備が望まれる。

児童養護施設支援マニュアルとしての「項目別支援内容」や「児童の危機対応マニュアル」などの整備はされているが、アセスメントや自立支援計画策定の見直しも含む一連のマニュアル及び感染症予防及びまん延防止のマニュアルなどの追加整備、さらに、マニュアル通りに実施されているかを確認する仕組みが望まれる。

2. 職員研修計画の作成及び施設内研修の充実が望まれる。

職員は、県外研修などは複数年かけて全職員が受講出来るよう配慮され、研修受講後は定例会で報告し、重要な内容は読み合わせをするなど、周知する方法が取られている。職員の資質の向上に向けて、一人一人の職員について、教育・研修計画の策定及び施設内職員研修の実施が望まれる。

3. 施設の有する機能を生かした地域支援活動が望まれる。

施設の有する運動場やマイクロバス、餅つきの臼、施設の備品などの貸し出しについては要項も作成し実施されているが、職員の専門性を活用し、子育て支援に必要な専門的技術や技能を生かした、子育て相談や研修などの地域支援活動が望まれる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価結果については、全体的に自己評価よりも高い評価を頂きましたが、アセスメントや自立支援計画策定の見直し・感染症予防のマニュアル整備、職員個々に対する研修計画、地域支援活動等の改善が求められました。

第三者評価を受審することにより、施設の課題がより具体的になりました。指摘や改善を求められた事項については真摯に受け止め、改善・整備に取り組み児童に対する支援の質の向上を図って行きます。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
1 養育・支援				
1 養育・支援				
(1)養育・支援の基本				
1	①子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。		b	
判断基準	a	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	養育・支援については、毎月の各種会議で子どもの情報を共有し、施設全体で理解に努めている。担当職員を中心に、心理士や個別対応職員などの専門職も交え、子どもの特性や状況に応じた関わりを検討し、必要に応じて専門医に相談するなどの対応をしている。職員は、子どもの成育歴や心理的課題を把握し支援している。子どもが表出する感情や言動を受け止め、子どもの理解に努める取り組みを期待したい。	
	b	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解しようとしているが、十分ではない。		
	c	子どもを理解しようとしていない。		
	着眼点	☒		職員は心理学的知見や経験によって培われた感性に基づく深い洞察力によって子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。
		☒		子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
☒		子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。		
☒		子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解している。		
2	②基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。		b	
判断基準	a	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	子どもの基本的欲求の充足については、担当職員を中心に夜勤などで個別に子どもの気持ちを聴く工夫をし、定期受診などの外出時に、外食や買い物などの機会を通し、個別支援の機会としている。グループホームなどでは、子どもからの相談事に、納得するまで話を聴くなどの対応をしている。アルバイト等で帰宅の遅い子どもには、消灯時間の変更など、本人を尊重し柔軟に対応している。子どもの基本的欲求の充足に向けて、日常生活を通じた養育・支援への取組が期待される。	
	b	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。		
	c	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していない。		
着眼点	☒	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。		
	☒	子ども一人一人の基本的欲求を把握している。		
	☒	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。		
	☒	高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。		
	☒	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。		
3	③子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。		a	
判断基準	a	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	施設では、朝の時間帯に早出と夜勤職員2人で支援する体制がとられている。子どもの主な日課は、施設内清掃や夕食後の食堂清掃などがある。下校後は、宿題や施設内の公文式学習など、子ども自ら行えるよう見守りや働きかけを行い支援している。子どもの良い行動に気づいた時は、賞賛や感謝を伝えるなど適切な対応に努め、子ども自ら判断し行動できるよう支援している。	
	b	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。		
	c	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にしていない。		
着眼点	☒	朝・夕の忙しい時間帯にも、一人の職員が掌握、援助しなければならない子どもの数が、一般家庭と比して極端に多くならないよう配慮している。		
	☒	子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。		
	☒	子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。		
	☒	職員は必要以上の指示や制止をしていない。		
	☒	つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
4	④発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。		b
判断基準	a	発達段階に応じた学びや遊びの場を提供している。	日常生活において、子どもの求めている学びや遊びに関するニーズを把握し、学校の部活動、地域のスポーツ少年団や親子会などへの参加を支援している。幼稚園就園や施設内保育も実施され、地域の保育所に出向き、定期的に交流している。基礎学力向上に向けて、公文式学習を取り入れ、高校受験生には地域の学習ボランティアを受入れて対応している。施設内保育は、日課表に基づいて実施されているが、年齢や発達状況に応じたプログラムの作成が望まれる。
	b	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。	
c	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していない。		
着眼点	☒	幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	
	☐	施設内での保育が、年齢や発達状況に応じたプログラムの下、実施されている。	
	☒	幼稚園に就園させている。	
	☒	子どもの状況に応じて特別支援教育を受ける機会を保障している。	
	☒	日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握できている。	
	☒	学校や地域の資源の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、必要な情報交換ができている。	
	☒	子どもの学びや遊びを保障するための、資源（ボランティア等）が十分に活用されている。	
☒	子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。		
5	⑤秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。		b
判断基準	a	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	職員は、「行動規範」や「職員の心得」に基づいて、子どもと関わるよう努めている。子どもが施設生活や社会で守るべきルールについては、「青雲寮で生活するあなたへ」を入所時に説明するとともに、4つのルールを掲げ、リビングなどに掲示し周知に努めている。子ども会やリーダー会において、子どもからの意見や話し合いの場を設け、必要時は施設ルールなどを変更することもある。併設の施設利用者との日常的交流や地域の行事参加などの外出の機会を設け、社会性の習得に繋げている。子どもが社会規範や生活技術が習得出来るような養育・支援の取組に期待したい。
	b	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。	
	c	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。	
着眼点	☒	職員の指示や声かけが適切で、施設全体が穏やかな雰囲気です秩序ある生活が営まれている。	
	☒	普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。	
	☒	施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。	
	☒	子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	
	☒	地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。	
	☒	施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
(2)食生活				
6	①食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。		b	
判断基準	a	食事は、団らんの場であり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	食堂は明るく清潔で、食事は併設施設と共用で提供されている。グループホームなどでは、部活動などで帰りの遅い子どもへの配慮や家庭的な雰囲気のもと、食器は陶器が使用され、音楽や会話を楽しみながら食事をしている。年間行事として、レストランでの食事会やバーベキュー、招待によるクルージングランチなど、食事を楽しむ多様な機会を設けている。施設でも陶器の食器などの導入や工夫が望まれる。	
	b	食事は、団らんの場であり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分ではない。		
	c	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。		
	着眼点	☒		食事の時間が適切で、食事を通して生活のリズムが形成されている。
		☒		食事場所は明るく楽しい雰囲気で、常に清潔が保たれている。
		☒		クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
		☐		陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。
		☒		食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。
		☒		無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。
		☒		施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設けている。
7	②子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。		b	
判断基準	a	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	食事は、法人内の栄養士により、カロリーや栄養バランスに配慮した献立が作成され、子どもの年齢などに配慮し提供されている。年2回嗜好調査と年1回残食調査を実施するとともに、食堂に「食事に関する意見箱」を設置し、その結果を献立に反映させている。給食会議を開催し、「子ども向けの味付けや幼児が食べ易い調理の工夫」など、意見をもとに対応している。グループホームなどでは、子どもと一緒に献立を決め、嗜好や栄養面に配慮した食事提供に努めているが、献立について振り返る機会が望まれる。	
	b	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供していない。		
着眼点	☒	子どもの年齢、障害や疾病、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、また体調など日々の健康状態に応じ、それらに配慮した食事を提供している。		
	☒	定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。		
	☒	配慮のこもった献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした食事を提供している。		
	☐	少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときであっても、配慮のこもった献立であり栄養面も勘案されるよう、献立について振り返る機会がある。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
8	③子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。		b
判断基準	a	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけるため幼児には、練習用の箸で正しい持ち方を教え、食事マナーの習得には、食前の挨拶や食後の片付けの他に外食の機会を設けている。夏休みは、小学生を対象に調理実習やおやつ作りを実施している。「食事は残さずに」を施設ルールに明示し、子どもにも周知され、残食や偏食は少ない。グループホームなどでは、食材の買い出しや調理、片付けの他、高校生は弁当作りを行うなど、自立に向けた支援がされている。食堂には、1か月分の献立表が掲示されているが、食品分類や栄養などの情報提供が望まれる。
	b	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進しているが、十分でない。	
c	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進していない。		
着眼点	☒	箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。	
	☒	食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。	
	☒	買い物を手伝って材料の選び方を知る機会を設けている。	
	☒	基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。	
	☒	テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。	
	☐	食品分類やおやつへの摂り方等、栄養についての正しい知識を教えている。	
	☒	日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。	
	☒	偏食の指導を適切に行っている。	
☒	郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。		
(3)衣生活			
9	①衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。		a
判断基準	a	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	衣服は、必要に応じて子どもと一緒に買い物に出かけ、生活場面に合ったものや肌着類など、季節や体に合ったものが提供されている。靴は、常時、通学用に2足用意し、毎週金曜日は靴を洗う日と決めて支援している。
	b	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供できるよう取り組んでいるが、十分でない。	
	c	衣服の提供に配慮を欠いたものがある。	
着眼点	☒	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが提供され、きちんと着用されるよう細やかな支援をしている。	
	☒	衣服は、ほつれ、ほころび、穴等、また汚れがないものが着用されている。	
	☒	年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。	
	☒	毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。	
	☒	生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。	
	☒	靴についても清潔で体に合ったものが提供され、汚れや水濡れにも適切に対応している。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
10	②子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。		a
判断基準	a	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	幼児の衣服は職員が購入し、子どもの成長や好みに応じて提供されている。小中学生は、職員と一緒に買い物に出かけ好みの服を選択し、衣服を通じて自己表現できるよう支援している。個々の収納スペースが確保され、衣服の所有感と発達段階に応じて整理整頓への支援が行われている。中高生以上は、洗濯やアイロンかけ、衣服の補修を自ら行うなど、衣服の自己管理ができるよう支援している。
	b	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援しているが、十分ではない。	
c	子どもが衣習慣を習得できるような支援をしていない。		
着眼点	☒	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	
	☒	個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。	
	☒	発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を購入できる機会を設けている。	
	☒	発達段階に応じて、衣服の着脱、整理整頓ができるよう支援している。	
	☒	発達段階に応じて、選択、アイロンかけ、補修等衣服の自己管理ができるよう支援している。	
	☒	衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	
(4)住生活			
11	①居住等施設全体がきれいに整美されている。		b
判断基準	a	居室等施設全体がきれいに整美されている。	施設の庭は、きれいに清掃され、ひまわりやトマトなども植栽し、水やりが行われている。毎日トイレやリビングなどの共有スペースの清掃が行われ、毎週土日は、居室の清掃やロッカーの整理整頓が習慣化されている。トイレは男女別の2か所とシャワー設備のある幼児用が設置されている。洗面所は、幼児用も設置され、使いやすいよう配慮されている。3か月毎の大掃除や防災委員による施設内外の点検で破損箇所などを修繕している。グループホームなどでは、子どもの作品などが飾られている。施設のリビングや保育室は、子どもの感性を育む温かい環境作りへの工夫が望まれる。
	b	居室等施設全体がきれいに整美されているが、十分ではない。	
	c	居室等施設全体が整美されてない。	
着眼点	☒	庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いている。	
	☐	室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっている。	
	☒	食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにしている。	
	☒	トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。	
	☒	必要に応じて、冷暖房設備を整備している。	
	☒	設備や家具什器について、汚れていたり壊れていたりしていない。	
	☒	日常的な清掃や大掃除を行い、破損箇所については軽度な修繕を迅速に行っている。	
	☒	発達段階や子どもの状況に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
12			b	
判断基準	a	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	グループホームなどでは、台所やリビングなど家庭的な環境としてくつろげる空間となっている。施設は4人部屋で、年齢や兄弟姉妹など関係性に配慮している。居室は、机やロッカー、2段ベッドが配置されている。幼児の部屋は、職員室から離れて配置され、夜は就寝まで職員が添い寝や30分毎に巡回している。入所間もない幼児や体調不良時は、宿直室で対応している。年少児の居室は、職員の目の届きやすいところへの配置が望まれる。	
	b	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしているが、十分ではない。		
	c	子ども一人一人の居場所が確保されていない。		
	着眼点	☒		6人程度の小集団養育を行う環境づくりに配慮している。
		☒		家庭的な環境としてくつろげる空間を確保している。
		☒		中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
		☐		年少児の居室は、職員の目の届きやすいところに配置している。
		☐		リビングに子どもの作品や記念の写真が飾られるなど、子どもが安心していられる場所としての感覚（居がい感）を持てるような配慮がされている。
	(5)健康と安全			
13	①発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。		b	
判断基準	a	発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。	子どもの発達段階に応じ、手洗いやうがい、洗面など、清潔の習慣が身につくよう支援している。幼児は、睡眠や食事、排泄などの状況を把握している。寝具は、週1回の天日干しとシーツ交換を実施し、汚染時はその都度対応している。理美容は、ボランティアの活用や地域の理美容店利用、職員が対応するなど、多様な支援がされている。就学前は、交通ルールや順路を教え、4月は送迎を実施している。自転車使用のルールも掲示している。手洗い時のタオルの共用使用や給水コップなど、感染症予防に向けた検討が望まれる。	
	b	発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。		
	c	発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。		
	着眼点	☒		幼児については、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
		☒		排泄後の始末と手洗いの支援をしている。
		☒		うがいや手洗いの習慣を養うように支援している。
		☒		寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう支援している。
		☒		夜尿のある子どもについて、常に寝具や衣類が清潔に保てるよう支援している。
		☒		洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
		☒		必要に応じて入浴やシャワーが利用できるなど、発達段階に応じた配慮がされている。
☒		定例的に理美容をしている。		
☒		子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。		
☒	子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から児童に教えている。			
☒	施設内外における危険箇所を把握し、職員、子どもに注意喚起が行われている。			

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
14	②医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。		b
判断基準	a 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	子どもの健康管理として、年2回健康診断を実施し、嘱託医が毎月訪問している。喘息や皮膚疾患など、子どもの状況に応じて、専門医の受診も支援し、病院受診台帳や受診連絡ノートなどに記載されている。服薬については、職員が確認し対応している。「児童の危機対応マニュアル」に「負傷、急病時の対応」が明示され、医療機関緊急連絡表には、地域の救急病院の連絡先を整備している。食中毒への対応はあるが、感染症についての予防も含めたマニュアルの作成及び周知、対応が望まれる。	
	b 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。		
c 一人一人の子どもに対する心身の健康管理が行われていない。			
着眼点	☒ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。		
	☒ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。		
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。		
	☒ 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。		
	☒ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。		
	☐ 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努めている。		
	☒ あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。		
☒ 定期的に子どもの健康管理に努めバイタルチェック等により健康状態を把握している。			
(6)性に関する教育			
15	①子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりのある心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		b
判断基準	a 異性を尊重し思いやりの心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	発達段階に応じた、性への正しい知識が持てるよう、昨年から月1回、幼児と学童の男女に分け、紙芝居や絵本の読み聞かせを実施している。性に関する子どもの質問には、タブー視せず応えるよう努めている。今年4月から心理士と連携し「命の大切さ」などについて、話し合いの場を設けている。昨年はCAP研修も開催し、職員と子どもが参加している。年齢に応じたカリキュラムを用意し、異性を尊重し思いやりの心を育てる取り組みに期待したい。	
	b 異性を尊重し思いやりの心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。		
	c 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。		
着眼点	☒ 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。		
	☒ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。		
	☒ 年齢相応で健全な異性とのつき合いができるよう配慮している。		
	☐ 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。		
	☒ 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
(7)自己領域の確保			
16	①でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。		b
判断基準 着眼点	a	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	個人所有として、弁当箱や水筒などは、本人の好みのものを購入している。シャンプーや石鹸などの日用品は、施設で用意している。グループホームなどの日用品は、予算の範囲内で子どもの希望も取り入れ一緒に買い物を行っている。文具など紛失防止に向け、個人所有の物には各自で記名し、個々の机やロッカーへ保管できるよう支援し、幼児は職員と一緒に片付けている。衣服は、内側に記名を行うようにしている。個別性に配慮し、コップや箸など、個人所有の検討が望まれる。
	b	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしているが、十分ではない。	
	c	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしていない。	
	☒	身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	
	☒	シャンプーなどの日用品は子どもの好みに応じて施設が用意している。	
	☐	お茶碗や箸は、個別性に配慮している。	
	☒	個人所有の物は、でき得る限り子どもの嗜好を反映させる。	
	☐	字が読めない子どもに対しては、イラストマークを使用するなどして、所有物がわかる工夫をしている。	
	☐	記名やマークが必要な物は、でき得る限り子どもからの許可を得、記名されても子どもが恥ずかしがらなくても済むような場所に留める。	
	☒	紛失防止のためにも、個々の子どもたちに片付け方を教えている。	
☒	個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備している。		
17	②成長の記録(アルバム)が整備され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。		b
判断基準 着眼点	a	成長の記録(アルバム)が整備され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	入学式や卒業式、学習発表会や誕生会などの行事において、子ども一人一人の成長の記録(アルバム)が整理されている。破損や紛失防止のため職員が保管している。子どもの成長に空白が生じないよう写真を収集し、年度毎に用意されている。写真は担当職員が子どもの人間関係などに配慮して選択し、希望する子どもには成長の過程を振り返りながら写真を選んでもらい、一緒に貼り付けなども行っている。退所の際は子どもにアルバムが手渡されている。子どもが見たい時には、いつでも見られるような工夫が望まれる。
	b	成長の記録(アルバム)が整備されている。	
	c	成長の記録(アルバム)が整備されていない。	
	☒	子ども一人一人に成長の記録(アルバム)が用意され、個人が保管し、自由に見ることができる。	
	☒	成長の記録に空白が生じないように写真等の記録の収集、整理に努めている。	
	☒	可能な子どもとは共に、成長の記録(アルバム)が整理されている。	
	☒	成長の記録(アルバム)の整理が、子どもの生き立ちの整理につながっている。	
	☒	生き立ちの整理の前後に必要なフォローが適切になされている。	
	☒	成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができる。	
	☒	子どもが振り返りたい時に、成長の記録(アルバム)をいつでも見ることができる。	
☒	子どもが施設を退所する時に成長記録(アルバム)が手渡されている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果		
(8)自主性、自律性を尊重した日常生活					
18	①日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。		b		
判断基準	a	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。	日常生活のあり方については、施設で定められた日課表や年間行事計画に沿って行われている。外食会やキャンプなどの行事について、子ども会やリーダー会での意見をもとに、職員で検討し伝えている。部活動やアルバイトなどがある時は、本人の意思を尊重し対応している。行事などに追われることなく、子どもの興味にあったプログラムの検討も望まれる。		
	b	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。			
	c	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援していない。			
	着眼点	☒		子どもの趣味や興味にあったプログラムになるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。	
		☒		子どもが主体的に行事の企画・運営に関わることができる。	
		☒		活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。	
		☐		行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。	
		☒		行事等の参画について、子ども一人一人の選択を尊重している。	
	19	②主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。		a	
	判断基準	a		休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。	休日は外出をするなど、自由に過ごす事ができる。サッカーやバドミントンなどの部活動に参加し、地域の少年野球や親子会に入会し、バーベキューやスポーツ大会に参加している。施設ではリビングでテレビやDVDを視聴したり、図書や漫画などを自由に閲覧できるようにしている。グループホームなどでは、CDプレーヤー所有の子どもは自室で自由に使用している。
b		休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮しているが、十分でない。			
c		休日等に子どもが自由に過ごせるような配慮はしていない。			
着眼点		☒	子どもの興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう工夫している。		
		☒	子ども（外国籍の子ども等）の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。		
		☒	学校のクラブ活動への入部は、本人の希望を尊重している。		
		☒	子どもが地域のサークル活動やレクリエーション等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。		
		☒	子どもの趣味に応じて、地域の文化・スポーツ活動への参加や習い事を認めている。		
		☒	図書・雑誌・新聞等、子どもの要望に応じた出版物を備えて、自由に閲覧できるようにしている。		
☒		テレビ・ビデオ・ステレオ等オーディオ機器を備え、子どもの健全な発達に考慮した上で、自由に使用できるようにしている。			
20	③子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。		b		
判断基準	a	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	小遣いは、幼児から高校生まで年齢に応じた額が設定され、毎月支給されている。買入物は、お小遣いの範囲内で行うことを基本とし、時には節約をするなど、経済観念が身につくよう支援している。小遣い帳は、低学年は担当職員と一緒に記録し、中高生は、領収書を添えて自ら記録し、金銭管理ができるよう支援をしている。一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムの作成が望まれる。		
	b	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援しているが、十分ではない。			
	c	子どもの発達段階に応じて、経済観念が身につくような支援を行っていない。			
	着眼点	☒		計画的な小遣いの使用等、小遣い帳や通帳を使って金銭の自己管理ができるよう支援している。	
		☒		無駄遣いをやめ、節約したことによる効果を実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。	
		☒		大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくよう支援している。	
		☒		小遣いの使途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制限を加えていない。	
		☐		一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
(9)学習・進学支援・進路支援等			
21	①学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。		b
判断基準 着眼点	a	学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。	子どもの学習環境として、個々に応じた教材や学習室を用意している。毎日の宿題や施設内公文書学習を長年実施し、学習意欲が身に付くよう支援している。学習に必要な辞書や参考書などの用意や、ボランティアの協力で、進学支援を定着させている。
	b	学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。	
	c	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。	
	☒	忘れ物や宿題の未提出が無いよう把握している。	
	☒	辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。	
	☒	静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、大学受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。	
	☒	年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう援助している。	
	☒	学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。	
	☒	学習指導のため、ボランティアの協力を得ている。	
	☐	進学児童には、家庭教師や地域の学習塾等を活用している。	
☒	基礎学力の回復に努めている。		
☒	公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障している。		
22	②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。		b
判断基準 着眼点	a	子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援している。	進路選択においては、子どもと担任の教師や保護者も出席して話し合っている。子どもの希望する進路先によっては、児童相談所（以下「児相」）と連携し、進路支援をしている。進路や奨学金などに関する情報は、各々の団体から送付される資料を提供している。中卒児・高校中退児について、必要な場合は、施設入所の継続も検討されたい。
	b	子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。	
	c	子どもの進路について、進路の自己決定ができるような支援はしていない。	
	☒	進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供している。	
	☒	進路選択に当たって、子どもと十分に話し合っている。	
	☒	進路選択に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。	
	☒	早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。	
	☒	奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。	
	☒	進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。	
	☒	高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援している。	
☐	中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援している。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
23	③職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。		b
判断基準	a 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	職場実習や職場体験などは、学校側が在学中に就労体験として、推奨しているため、施設としての取組はしていない。高校入学の年は学校生活に慣れることを優先し、アルバイトは高校2年生から認めている。資格取得については、専門性のある学校に進学し、資格取得の機会としている。	
	b 職場実習や職場体験等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。		
c 社会経験の拡大に取り組んでいない。			
着眼点	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。		
	☐ 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。		
	☒ 各種の資格取得を積極的に奨励している。		
	☐ 職場実習に対する実施規程などを作成し、子どもの自立支援に取り組んでいる。		
	☒ 子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援している。		
(10)行動上の問題及び問題状況への対応			
24	①子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。		a
判断基準	a 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	問題行動については、想定される事故など、「児童の危機対応マニュアル」に基づいて対応している。心理士が毎月1回子どもから聴き取りし、子どもの状況を把握している。問題行動をとった場合には、個別対応職員や担当職員で対応するとともに会議などで検討し、状況により児相へ報告するなど、適切に対応をしている。	
	b 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。		
	c 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に対応できていない。		
着眼点	☒ 問題状況が起こったときは、施設が、問題行動をとった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。		
	☒ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの問題行動の軽減に寄与している。また子どもの問題行動が引き起こされた時も、その都度、問題行動によって生じた生活への影響を施設全体で立て直そうと努力している。		
	☒ 職員の研修等を行い、問題行動に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。		
	☒ 問題行動に対して、放置とならないような対応を行っている。また、子どもの心身を傷つけずに対応するためには、施設内でタイムアウトをとれる支援体制や、児童相談所や警察などによる対応を依頼する体制などに取り組んでいる。		
	☒ くり返し児童相談所、専門医療機関等とケース会議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
25	②施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。		b	
判断基準	a	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	施設全体の取組として、心理士による聴き取りや「児童の危機対応マニュアル」に基づいて、職員間で検討し統一を図っている。夜間の見回りなどを行い、問題の発生防止に取り組んでいる。入所経緯で課題のある場合は、児相と連携し子どもの安全に配慮した支援に繋げている。職員は、叱る事よりも褒める事「良いところ探し」をモットーに支援している。子ども間で差別やいじめが生じないよう、施設全体での取組を期待したい。	
	b	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。		
	c	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。		
	着眼点	☒		日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となっており示している。
		☒		大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。
		☒		人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。
		☒		問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
		☒		課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
		☒		生活グループの構成には、子ども同士の関係性に配慮している。
		☒		子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。
26	③虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。		a	
判断基準	a	保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるように努めている。	保護者による強引な引き取りの可能性がある場合は、「入所時チェックリスト」により、会議での報告や回覧での周知を図っている。面会時間など、児相と連携し情報を共有している。緊急連絡網を整備し、緊急時などに備えるとともに、警察との連携も図っている。	
	b	保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるように努めているが、十分ではない。		
	c	保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるような取組を行っていない。		
着眼点	☒	強引な引き取りのための対応について職員に周知徹底している。		
	☒	引き取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にならないようにしている。		
	☒	緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。		
(11) 心理的ケア				
27	①心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。		b	
判断基準	a	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	心理士は、毎月、子どもに聴き取りを実施し、心理的ケアの必要な子どもへの対応も含め、子どもの状況を所定の書式で記録し、管理している。課題があると判断した場合は、「児童の危機対応マニュアル」を活用して施設長を中心に対応し、結果については会議などで報告し共有している。問題発生時の心理的要因を把握する為、関係機関の専門医から情報を得ている。心理支援プログラムの策定が望まれる。	
	b	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。		
	c	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。		
着眼点	☒	心理的支援を行うことができる有資格者を配置している。		
	☐	心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。		
	☒	必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。		
	☒	施設における他の専門職との多職種連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。		
	☒	心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
(12)養育の継続性とアフターケア			
28	①措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。		b
判断基準	a	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	措置変更を控えた子どもの対応は家庭支援専門相談員(以下「FSW」)が担当し、児相との会議、本人との面談、一時保護所などを経て、措置変更の時期を検討している。子どもの成長過程は、児童記録などで整備し、措置変更後の入所先に情報提供している。措置変更後の相談窓口など、子どもや保護者には口頭で伝えている。引継ぎや申し送りの手順、引継ぎ文書などの整備が望まれる。
	b	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っているが、十分ではない。	
c	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っていない。		
着眼点	☒	措置変更にはケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な措置変更の時期、措置変更後の生活等について検討している。	
	☒	措置変更前の援助が適切に行われている。	
	☐	他の施設や里親への移行に当たり、措置変更後の生活がスムーズに行えるように配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	☒	継続的な支援を行うための育ちの記録を作成している。	
	☒	措置変更した後も、施設として子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	☐	措置変更時に、子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
	☒	措置変更後の支援を積極的に行っている。	
	☐	里親、児童自立支援施設などへ措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応している。	
☐	18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応している。		
29	②家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。		a
判断基準	a	家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	家庭復帰にあたっては、支援方針「退所に向けて」に沿ってFSWが中心となり、退所時期の検討や退所先の訪問など、関係機関と連携し実施している。FSWは、退所後の相談窓口について、子どもや保護者へ口頭で伝え、関係機関(学校、地域、行政)の情報など、家庭復帰後の支援を行い、記録を整備している。
	b	家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っているが、十分ではない。	
	c	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活が送れることができるよう家庭復帰後の支援を行っていない。	
着眼点	☒	退所に当たって、ケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関と協議し、適切な退所時期、退所後の生活を検討している。	
	☒	家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にしている。	
	☒	退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、退所後の相談を受けることを本人、保護者に伝えている。	
	☒	子どもや保護者の状況の把握に努め、退所後の記録を整備している。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
30	③できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。		c
判断基準 着眼点	a	高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	措置継続や措置延長については、これまでは該当する事例はない。子どもの状況に配慮し、必要な場合は、積極的に利用するなど、継続的な支援の検討が望まれる。
	b	高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長には取り組んでいるが、十分でない。	
	c	高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長に消極的である。	
	☐	高校卒業して進学したり就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	
	☐	措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取組を行っている。	
	☐	高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもについて、措置継続を行い、自立に向けた支援を行っている。	
	☐	子どものニーズを把握し、自立に向けて、十分な準備を行い、適切な支援を行っている。	
31	④子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。		a
判断基準 着眼点	a	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	退所後の支援については、FSWが退所者からの連絡や就職先、関係者と連携し、アフターケアを実施している。退所者からの相談を受け、児相とも連携し行政などの情報を提供している。「アフターケア記録」は、退所後1年以内は詳細に記録しているが、その後は、情報提供などの内容になっている。毎年8月15日は、施設主催の「盆踊り」の日と決め、子どもは退所後も参加している。
	b	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を行っているが、十分でない。	
	c	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を行っていない。	
	☒	本人からの連絡だけでなく、就労先からの連絡、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	
	☒	退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
	☒	行政機関や福祉機関、あるいはアフターケアを行う民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	
	☒	退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所児童とが交流する機会を設けている。	
	☒	退所した子どもから相談があった場合、必要に応じ他の資源（ハローワーク・法テラス・退所後支援団体・当事者団体など）と連携している。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
2 家族への支援				
2 家族への支援				
(1)家族とのつながり				
32	①児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。		a	
判断基準	a	子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりができていない。	子どもと家族の関係調整にはFSWを配置し、入所から退所までの間は、関係修復・維持・再構築など、担当している。FSWの業務も明示され、支援方針に沿って面会や外出など、児相と連携し支援している。学校などの情報提供は、面会時や文書で保護者に連絡している。一時帰宅後の家庭の様子などは、子どもから聴き取りをしている。子どもへの不当な行為がある場合は、児相へ報告し対応している。	
	b	子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。		
	c	子どもと家族の関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりができていない。		
	着眼点	☒		家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。
		☒		児童相談所の入所依頼があった段階から、施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
		☒		家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
		☒		面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりの発見に努めている。
		☒		子どもに関係する学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
		☒		子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。
		☒		保護者による「不当に妨げる行為」に対して、適切な対応を行っている。
33	②子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。		b	
判断基準	a	子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	施設の「入所に当たって」の文書に、面会や外出時間などを明記し説明している。施設内に宿泊設備の設置はない。家族との交流は、子どもの意向を尊重し対応している。配慮が必要な子どもについては、児相と協議し支援内容を判断する事もある。一時帰宅後の様子については、保護者からの聴き取りの検討も期待したい。	
	b	子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを行っているが、十分ではない。		
	c	子どもと家族の関係づくりのための面会、外出、一時帰宅などを行っていない。		
着眼点	☒	面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。		
	☐	保護者を含めたケース会議を定期的に行き、外出や一時帰宅の様子について保護者からフィードバックしてもらっている。		
	☐	親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設けている。		
	☒	子どもが家族との交流を希望しない場合には、その意思を尊重している。		
	☒	被虐待児など配慮の必要な子どもについては、ケース会議などで検討し、児童相談所と十分な協議の上で、行っている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
(2)家族に対する支援			
34	①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。		b
判断基準	a	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	親子関係の再構築には、児相の「復帰に向けたチェックリスト」を活用し、外泊プランをもとに2泊3日から実施し支援している。家族宅には、児相と一緒に訪問し確認するなど、連携して家族支援に取り組んでいる。「家庭復帰」に向けた取組を家族全員に説明し、家庭訪問後の状況や子どもの意見などを参考にしている。帰宅時は親子で家庭復帰に向け、子どもと一緒に料理をするなどのアドバイスをしているが、家事や金銭管理など、親子が一緒に暮らす上での課題のクリアに向けた取組が望まれる。
	b	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。	
	着眼点	☒ 「親子関係の再構築」への取組に当たって、まずケースの総合的な見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みなどを行っている。 ☒ 最早期に、保護者等への家庭訪問やケース会議などが十分に積み上げ、関係者間の合意形成を図っている。 ☒ 再構築へとつながる「親子宿泊」や「週末帰宅」などの取組を具体的に、柔軟に行っている。 ☐ 必要な親には掃除・洗濯・食事作りなどといった家事や金銭管理などの生活スキルをアドバイスし、親子が一緒に暮らす上での課題のクリアに努めている。	
3 自立支援計画、記録			
3 自立支援計画、記録			
(1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定			
35	①子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。		b
判断基準	a	子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って養育・支援を行う上での解決すべき課題(ニーズ)を具体的に明示している。	入所時のアセスメントは、児相の方針をもとに実施されている。定期的見直し〔前期(4月)、後期(10月)〕に合わせて自立支援評価会議において、担当職員の他、各々の専門職が参加して評価し、課題について合議している。子どもの強みや長所なども記載できるアセスメント様式の作成が望まれる。
	b	子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って養育・支援を行う上での解決すべき課題(ニーズ)を十分に明示していない。	
	c	子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って養育・支援を行う上での解決すべき課題(ニーズ)を具体的に明示していない。	
着眼点	☒	把握した子どもの心身の状況や生活状況等の情報を、総合的に分析、検討した課題を適切に把握し、施設が定めた統一した様式によって記録している。	
	☒	アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。	
	☒	部門を横断した様々な職種の関係職員(種別によって組織以外の関係者も)が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。	
	☒	子ども一人一人の具体的なニーズが明示されている。	
	☐	様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載している。	
	☒	アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行っている。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
36	②アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。		a	
判断基準	a	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	自立支援計画策定の責任者を主任とし、担当職員や専門職が参加した会議「自立支援評価会議」で、支援目標や内容など合議している。支援目標は「子どもに解りやすい言葉」で説明している。児相には、自立支援計画や施設ケアなどの資料について、年2回送付し共有を図っている。	
	b	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。		
	c	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立していない。		
	着眼点	☒		自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置している。
		☒		自立支援計画を策定するための部門を横断した様々な職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握を含んだ手順を定めて実施している。
		☒		自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築されるとともに、機能している。
		☒		児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。
		☒		策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有している。
		☒		自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めている。
		☒		支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得ている。
37	③自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。		b	
判断基準	a	自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定め実施している。	自立支援計画の見直しは、担当者やFSWによる子どもや保護者の意向などの情報を含め、多職種が参加した会議で合議し、年2回定期的に実施している。自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順（マニュアル）の整備が望まれる。	
	b	自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。		
	c	自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。		
	着眼点	☒		自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、ケース会議の参加職員、子どもや保護者等の意向把握を得るための手順等、施設として仕組みを定めて実施している。
		☒		見直しにより変更した自立支援計画の内容を関係職員に周知する手順を定めて実施している。
		☐		自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
		☒		計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築している。
		☒		アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行っている。
	(2)子どもの養育・支援に関する適切な記録			
38	①子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。		a	
判断基準	a	子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されている。	自立支援計画に基づいた家族状況、支援ノートや連絡帳に記録されている。養育・支援として、子どもの長所や「良いところ探し」、「褒める事」などは、その都度記録し、会議などで報告し共有している。	
	b	子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されているが、十分ではない。		
	c	子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されていない。		
着眼点	☒	自立支援計画に基づく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる		
	☒	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。		
	☒	子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
39	②子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。		a	
判断基準	a	子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	「個人情報管理規定」により、管理責任者は、施設長とし、記録の管理については、一元管理及び施錠管理されている。管理体制や管理に係る安全措置などを定め、個人情報保護に対する基本方針や職員の個人情報取扱いも明示している。会議などで施設長より、個人情報保護に関する説明及び学習がなされ、周知徹底されている。	
	b	子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。		
	c	子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められていない。		
	着眼点	☒		記録管理の責任者が設置されている。
		☒		子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
		☒		子どもや保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
		☒		記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
		☒		職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
		☒		職員に守秘義務の遵守を周知している。
	40	③子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。		
判断基準	a	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。	情報を職員が共有する取組として、毎月3回開催する会議に於いて、施設長はじめ、主任や担当職員、専門職など、各々の情報を報告し合い、施設内で情報を共有する仕組みとして機能している。	
	b	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。		
	c	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。		
着眼点	☒	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。		
	☒	情報共有を目的として、ケース会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。		
	☒	記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設内で情報を共有する仕組みを作っている。		
4 権利擁護				
4 権利擁護				
(1)子どもの尊重と最善の利益の考慮				
41	①子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。		a	
判断基準	a	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢は、基本理念や基本方針などに明示され、児童養護支援マニュアルに反映されている。基本的人権への配慮や被措置児童等虐待防止については、会議や福祉・保健部会において研修報告がなされ、職員に周知徹底している。	
	b	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示されているが、施設内で共通の理解を持つための取組は行っていない。		
	c	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示されていない。		
着眼点	☒	理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示している。		
	☒	子どもを尊重した養育・支援に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。		
	☒	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。		
	☒	被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
42	②社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。		a	
判断基準	a	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	子どもの最善の利益を目指し、毎月の会議や定期的支援会議などで振り返り検証する機会としている。子どもは生活ルールを守ることを基本としつつ、グループホームなどでは、食事作りや生活全般において、プログラムに縛られることなく柔軟な日常生活を展開している。職員は、受容的・支持的なかわりを会議などで共有し、必要に応じて施設長によるスーパービジョンが受けられる体制となっている。	
	b	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践しているが、十分ではない。		
	c	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の養育・支援において実践していない。		
	着眼点	☒		養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているか、振り返り検証する機会が設けられている。
		☒		職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。
		☒		職員相互で子どもの養育に対する姿勢の士気が涵養されている。
		☒		プログラムに縛られた生活ではなく、子どもと職員が一緒に生活を展開できるようになっている。
		☒		受容的・支持的なかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合っている。
	43	③子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。		
判断基準	a	子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。	子どもの生い立ちなどの伝え方については、会議などで本人の状況を職員間で確認し、心理士や担当職員を中心に慎重に対応している。施設の方針として、家族との再統合を目指し、児相と連携しながら子どもに事実を伝えた場合は、適切なフォローに努めている。	
	b	本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに知らせているが、フォローなど十分でない。		
	c	本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせていない。		
	着眼点	☒		子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝えようと努めている。
		☒		事実を伝える場合には、子どもの精神発達や個別の事情に応じて慎重に対応している。
		☒		伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
		☒		事実を伝えた後、適切なフォローを行っている。
		☒		家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、場合によっては児童相談所との連携を行っている。
	44	④子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。		
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	子どものプライバシー保護は、基本的生活習慣に関する支援マニュアルや行動規範に記載され、居室への立ち入りなども定めている。トイレや浴室シャワー部分のカーテン仕切りなど、プライバシーに配慮されている。プライバシー保護に関しては、会議などで職員に伝えるとともに、職員は行動規範にのっとり、養育・支援に努めている。支援マニュアルの読み合わせなど、定期的な施設内研修が望まれる。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。		
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。		
	着眼点	☒		子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。
		☒		居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。
		☐		子どものプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
		☒		規程・マニュアル等に基づいた養育・支援が実施されている。

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
45	⑤子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。		a
判断基準	a	子どもや保護者の思想や信教の自由は保障されている。	法人は浄土宗であるが、教えを強制することなく、子どもたちの心に宗教心が芽生え、豊かで明るい人生観を持って生涯を過ごせることを支援方針としている。子どもや保護者などの個別的な宗教活動を尊重し、子どもの権利が損なわれないよう配慮している。
	b	—	
	c	子どもや保護者の思想や信教の自由が尊重されていない。	
着眼点	☒	施設において宗教的活動を強要していない。	
	☒	個別的な宗教活動は尊重している。	
	☒	保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	
(2)子どもの意向への配慮			
46	①子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。		a
判断基準	a	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	子どもの意向を把握する取組として、食事に関する嗜好調査を年2回実施している。寮や食堂などに意見箱を設置し、子どもの意向を把握する機会としており、食事の品数を増やすなど、メニューに反映している。日常生活においては、子ども会やリーダー会などに職員も参加し、子どもの意向を把握し対応する仕組みとしている。
	b	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの意向に配慮する姿勢が明示されていない。	
着眼点	☒	子どもの意向に関する調査を定期的に行っている。	
	☒	子どもの意向を把握する目的で、子どもへの個別の相談面接や聴取、子どもや保護者との懇談会を定期的に行っている。	
	☒	子どもや保護者の意向を把握する目的で、子ども会や保護者会などに出席している。	
	☒	子どもや保護者の意向に関する調査の担当者・担当部署の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
☒	分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。		
47	②職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。		a
判断基準	a	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	中高校生の生活するグループホームなどでは、日常的な課題に向き合い、早朝(5時30分)通学の子どもの起床支援や弁当作りを一緒に行なったり、バイト時間に合わせて門限を延長するなど、子どもと職員が話し合い、生活改善に向けて取り組んでいる。
	b	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	職員と子どもが共生の意識がなく、共に考える機会を持たず、生活改善の取組を行っていない。	
着眼点	☒	子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
	☒	生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。	
	☒	生活日課は子どもとの話し合いを通じて策定している。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
(3)入所時の説明等			
48	①子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。		a
判断基準	a	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。	パンフレットは、施設の様子が紹介された写真や絵など、子どもにもわかりやすい内容となっている。法人のホームページの公開や広報紙も定期的に発行され、見学希望への対応も行うなど、養育・支援の内容を正しく理解できるよう工夫を行い、子どもや保護者などに情報提供を行っている。
	b	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような情報を提供していない。	
	着眼点	☒ インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。 ☒ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ☒ 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。 ☒ 施設の様子（内容）がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行っている。	
	49	②入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	
判断基準	a	入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。	入所時の説明は、法人や施設のパンフレットや入所にあたっての日課表や約束ごとが記載された説明書（子ども用・保護者用）などで、わかりやすく説明している。担当職員を決めて子どもの不安解消などの配慮に努めるなど、適切な援助を行っている。
	b	入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っているが、十分ではない。	
	c	入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っていない。	
	着眼点	☒ 入所時に、養育・支援の内容が具体的に記載された資料を用意して、子どもや保護者等に説明している。 ☒ 説明に当たっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ☒ 施設の規則、面会や帰宅などの約束ごとや生活上の留意点等についてわかりやすく説明している。 ☒ 子どもの不安を解消し施設生活を理解できるよう配慮し、担当者を決めて適切な援助を行っている。 ☒ 入所時の子どもや保護者等への説明を施設が定めた様式に基づき行っている。 ☒ 未知の生活への不安を解消し、これからの生活に展望が持てるようにわかりやすく説明している。	
	50	③子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	
判断基準	a	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っている。	入所については、支援方針（入所前・入所時・入所後）に添って対応している。分離体験の回復は、子どもの状態に応じて個別対応職員や心理士などで支援している。日常生活については、隣接する施設と連携しながら対応することもある。入所日は、リビングに子どもを集めて自己紹介を行っている。子どもを温かく迎える準備や工夫なども期待したい。
	b	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っているが、十分ではない。	
	c	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていない。	
着眼点	☒ 被虐待体験だけでなく、児童の分離体験に関して施設側が理解し、配慮している。 ☒ 分離体験からの回復に関する課題への具体的な取組を行っている。 ☒ 入所した時、生活する居室が清潔に整えられ、例えば花や歓迎のメッセージカードを添えるなど、温かく迎える準備をしている。 ☒ 入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
(4)権利についての説明			
51	①子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。		b
判断基準	a	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	子どもの権利については、小学1年生以上に対し、担当職員が権利ノートで説明している。日常生活の場で権利と義務に関する事例がある場合は、子ども会での説明や個別に対応している。一人一人がかけがえのない存在であることを子ども自身が理解できるよう、兄弟などの場合は個別に外泊支援をするなどの工夫をしている。権利については年齢に配慮し、定期的な学習などで分かりやすく説明する機会が望まれる。
	b	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが、十分ではない。	
c	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。		
着眼点	☐	定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	
	☐	定期的に全体の中で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明している。	
	☒	日常生活の中で起こる出来事を通して、正しい理解につながるよう努めている。	
	☐	年齢に配慮した説明を工夫している。（例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会）	
	☒	権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく随時説明している。	
	☒	子どもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係について、理解できるように説明している。	
	☒	子どもに、子ども自身がかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	
☒	子どもに、全ての子どもや大人たちも大切な存在であり、それらの人を悲しめたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。		
(5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境			
52	①子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。		b
判断基準	a	子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。	日常的な相談窓口として、職員による相談窓口担当者が毎月交代で決められ、掲示し対応する体制となっている。子ども会や意見箱などで意見の言える状況を作るとともに、普段から話し合える関係づくりに取り組んでいる。幼児については、連絡帳や支援ノートに気づきを記録し、常に状況を共有できるようにしている。子どもが相談できる相手を自由に選べる体制について、分かりやすい内容の文書を配布するなどの工夫も期待したい。
	b	子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。	
	c	子どもが相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。	
着眼点	☒	子どもが、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。	
	☐	子ども等に、その文書を配布している。	
	☒	子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。	
	☒	相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。	
	☒	子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。	
	☒	普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいる。	
	☒	発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。	
☒	日常生活の場面で、面接を実施し、子どもから意見を引き出すよう取り組んでいる。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
53	②苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。		b	
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	法人が提供する福祉サービスに係る苦情への対応に関する実施要綱が策定され、責任者や第三者委員を整備している。苦情や相談などは一定の様式で受け付け、記録をもとに会議で話し合われ、結果は本人に伝えるなど、一連の手順で対応している。苦情解決の仕組みに関する資料を、子どもや保護者に配布及び掲示するとともに、苦情を申し出やすい工夫や検討結果などの公表が望まれる。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。		
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。		
	着眼点	☒		苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
		☐		苦情解決の仕組みを説明した資料を子どもや保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
		☐		子どもや保護者に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など子どもや保護者が苦情を申し出やすい工夫を行っている。
		☒		苦情を受け付けて解決を図った記録が適切に保管されている。
		☒		苦情への検討内容や対応策を、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。
		☐		苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。
	54	③子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。		
判断基準	a	子ども等からの意見等に対応する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	福祉サービスに係る苦情への対応に関する実施要綱を対応マニュアルとして規程している。子どもから「マンガを買ってほしい」などの要望があり、意見をもとに職員で検討後、マンガなどを購入し、リビングに設置するなど改善している。「携帯を持ちたい」の要望については、施設の方針では持たさないことになっている理由を説明し、検討している状況についても説明している。対応マニュアルの定期的な見直しも望まれる。	
	b	子ども等からの意見等に対応する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。		
	c	子ども等からの意見等に対応する対応マニュアルを整備していない。		
	着眼点	☒		意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
		☒		対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった子ども等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
		☐		対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
		☒		苦情や意見等を養育・支援や施設運営の改善に反映している。
		☒		すぐに対応することが難しいことについても、職員会議等で話し合う等の取組を行っている。
		☒		子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
(6)被措置児童等虐待対応			
55	①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。		a
判断基準	a	体罰等を行わないよう徹底している。	「就業規則」に体罰の禁止が明記され、行動規範にも示されている。体罰などがあった場合の処分を行う仕組みや研修などの資料をもとに、会議で体罰などを取り上げ、行われていないことを確認している。職員は援助技術の習得に努め、毎月心理士が子どもと話し合う機会を持ち、子どもの状況の把握に努めている。
	b	—	
	c	体罰等を行わないための取組が十分ではない。	
	着	☒ 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記している。	
	眼	☒ 具体的な例を示して体罰等を禁止している。	
	点	☒ 体罰等があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。	
		☒ 体罰等の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰等を取り上げ、行われていないことを確認している。	
		☒ 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を習得できるようにしている。	
		☒ 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。	
		☒ 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。	
56	②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。		b
判断基準	a	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	不適切なかかわりの防止については、行動規範などにおいて、職員に周知し処分を行う仕組みを設けている。心理士など専門職員も配置され、日常的に子供のサインを見逃さないよう留意し、会議などで共有している。防災委員会では、建物の死角などを点検し改善している。年2回CAPによる子ども向けの学習会を設けており、子ども会などで具体的例を示し説明している。不適切なかかわりを発見した場合、明文化の規程はないが文書で報告をしている。不適切なかかわりについての研修や援助技術の習得などが望まれる。
	b	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	着	☒ 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。	
	眼	☒ 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。	
	点	☒ 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	
		☒ 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	
		☐ 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。	
		☒ 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。	
		☒ 不適切なかかわりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。	
	☒ 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。		
	☒ 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。		
	☒ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項		目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
57	③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。					b
判断基準	a	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。			児童の危機対応マニュアルが整備され、対応方法や通告者などが不利益を受けることがない仕組みも明示されている。県主催の「被措置児童等虐待に関する研修」に職員が参加し、その内容は会議で報告され共有している。子どもに虐待の届出について説明した資料を配布したり、提示することが期待される。	
	b	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分ではない。				
c	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備していない。					
着眼点	☒	被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルが整備されている。				
	☒	被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができています。				
	☒	被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備されている。				
	☒	被措置児童等虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしている。				
	☐	被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明しているとともに、掲示物を掲示している。				
(7)他者の尊重						
58	①様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。					a
判断基準	a	子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。			子どもと職員の信頼関係の獲得の一つとして、受診時などは担当職員が付き添うようにし、個別的な触れ合いの機会としている。子ども間でトラブルが生じた時は、「4つの約束」を伝えるなど、気配りしながら様子観察し対応している。小学生や高校生など異年齢が同室の場合は、消灯時間を話し合いで決めるなどの支援をしている。障害者など他者への思いを育む一貫として、運動会や法人行事の準備や片づけを子どもたちが行なっている。年2回県内の児童養護施設の球技大会で交流を図っている。	
	b	子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援しているが、十分ではない。				
	c	子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるような支援をしていない。				
着眼点	☒	基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。				
	☒	喧嘩など子どもの間でトラブルが生じた時、相手の人格を尊重しながら、基本的には子ども同士で関係を修復できるようになれるよう支援している。				
	☒	上の年齢との関係、同年齢との関係、下の年齢との関係などの人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意するなど、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重して共生できる人間性を育成するよう努めている。				
	☒	日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。				
	☒	小学生や障害児など弱い立場にある仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援している。				
	☒	老人施設への訪問等による異年齢交流や児童養護施設間交流を実施するなど、多くの人たちとのふれあいの機会を可能な限り実行している。				

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
5 事故防止と安全対策				
5 事故防止と安全対策				
(1)事故防止と安全対策				
59	①事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。		b	
判断基準	a	子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。	施設長は、子どもの安全確保の取組にリーダーシップを発揮し、防災規程や防災委員会において、安全確保に関する検討会がなされ、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。不審者などの情報は主に学校から得ており、地域のコンビニや警察など、関係機関と連携し把握できる体制となっている。幼児や小学校1年の4月までは職員が送迎を行い、外出時はテレホンカードを持たせるなど、子ども自身が身を守るための支援を行っている。「児童の危機対応マニュアル」などの作成日の記載及び定期的な見直し、インフルエンザなどの感染症対策マニュアルの作成及び実践が望まれる。	
	b	子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。		
	c	子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。		
	着眼点	☒		施設長は子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
		☒		子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
		☒		リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
		☒		事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知しているとともに、マニュアル類は定期的に見直しを行っている。
		☒		不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。
		☒		施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
		☒		子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守すべき事項について支援している。
60	②災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。		a	
判断基準	a	地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	防災規程が策定され、子どもや職員の安否確認の方法も決められ、会議などで周知している。地震などの災害に関して、防災委員会の年間計画で対策を講じている。食糧などの備蓄リストも作成され、毎月の訓練や年1回消防署も参加し訓練を実施している。	
	b	地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているが、十分ではない。		
	c	地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。		
着眼点	☒	グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。		
	☒	災害時の対応体制を整えている。		
	☒	子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。		
	☒	食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。		
	☒	地元の消防署、警察、自治会、消防団等と連携するなど工夫して訓練を実施している。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
61	③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。		b	
判断基準	a	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。	防災規程、緊急防災会議要領が整備され、遊具などの危険箇所については、防災委員会が把握し記録している。薬品などの危険物は子どもの手の届かない場所に保管している。事故報告やヒヤリハットは提出され、施設長や安全委員会で検討している。安全確保策についての評価・見直しも行っている。毎月避難訓練を実施し、不測の事態への対応として、警察などの関係機関と連携している。収集した事例をもとに、安全確保や事故防止に関する研修が望まれる。	
	b	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。		
	c	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。		
	着眼点	☒		法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行ったり、施設内外の危険箇所について把握している。
		☒		薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的にしている。
		☒		子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
		☒		収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
		☐		職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
		☒		事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
		☒		災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。
☒		外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。		
6 関係機関連携・地域支援				
6 関係機関連携・地域支援				
(1)関係機関等の連携				
62	①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。		a	
判断基準	a	施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。	施設の役割や機能を達成するために、子どもの状況に対応できる社会資源をリスト化し、面会室に掲示するとともに、職員間で情報を共有化している。	
	b	施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。		
	c	施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。		
着眼点	☒	個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。		
	☒	職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
63	②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。		a
	判断基準	a 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	関係機関との連携として、児相や県の子ども家庭課との定期的な連絡会に参加し情報を共有している。児相には、個別ケースについて随時に相談したり、要保護児童対策地域協議会に参加し家庭復帰にも取り組んでいる。職員は、幼稚園や学校行事へ参加し、施設の行事に学校長などを招待するなど、幼稚園や学校と連携を図っている。地域自治会の親子会に加入し、自治会代表として子どもがマラソン大会に参加するなど、関係機関協働でネットワーク化に取り組んでいる。
		b 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な取組や事例検討は行っていない。	
		c 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。	
	着眼点	☒ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
		☒ 地域の関係機関・団体とのネットワーク化に取り組んでいる。	
		☒ 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。	
		☒ ネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
		☒ 関係機関・団体ネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
		☒ 施設職員等が要保護児童対策地域協議会などの会議やケース会議等に積極的に参加している。	
		☒ 児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供している。	
		☒ 幼稚園、学校との連携を図るために、役員等をしてPTA活動に参加する、学校や幼稚園の行事に積極的に参加する、施設での行事に招待するなどの取組を行っている。	
64	③幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。		a
	判断基準	a 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	担当職員は、PTA活動や運動会などの学校行事に参加し連携している。授業参観などは保護者にも案内のプリントを配布し、一緒に参加するなどの支援をしている。家庭復帰に向けての連携や学校から帰りが遅い場合には、いつでも電話などで情報交換ができる体制となっている。
		b 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしているが、十分ではない。	
		c 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしていない。	
	着眼点	☒ 幼稚園、小学校、高等学校等との定期的な連絡等の連携を図っている。	
		☒ PTA活動に参加している。	
		☒ 学校行事等に保護者と連携をしながら参画している。	
		☒ 子どもの学校での様子や課題を適切に把握している。	
		☒ 子どもについて、必要に応じて施設の援助方針と教育機関の指導方針を互いに確認し合う機会を設けている。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
(2)地域との交流				
65	①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。		a	
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。	地域とのかかわりは、基本方針などに明示されている。社会資源や地域の情報は、新聞やチラシなどで収集し、買い物など子どものニーズに応じて活用している。子どもたちは地域のマラソン大会やラジオ体操に参加するなど、地域との交流が図られている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。		
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。		
	着眼点	☒		地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。
		☒		活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で子どもに提供している。
		☒		子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが援助を行う体制が整っている。
		☒		施設や子どもへの理解を得るため地域の人々と子どもとの交流会の機会を定期的に設けている。
		☒		施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
		☒		法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。
		☒		子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
☒	地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動へ参加を支援している。			
☒	学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境作りを行っている。			
66	②施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。		c	
判断基準	a	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	地域に開かれた施設として、子どもたちが地域で生活し、日常的に交流したり、運動場などを地域に開放している。地域住民の生活に役立つ講習会など、施設が有する機能を地域に開放・提供する取組が望まれる。	
	b	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。		
	c	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。		
着眼点	☐	育児に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。		
	☐	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。		
	☒	地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を積極的に行っている。		
	☐	育児相談窓口、子育て支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
67	③ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。		b
判断基準	a	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	ボランティア受入れは、主任が対応し面接や登録を行い、事前説明などの研修も実施している。運動会や盆踊りなどの施設の行事に実習生などもボランティアとして参加している。ボランティア受入れに関する基本的姿勢の明文化やマニュアルの整備が望まれる。
	b	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備しているが、十分でない。	
	c	ボランティア受入れに対する基本姿勢が明確でなく、受入れについての体制を整備していない。	
着眼点	☐	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	☐	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	☒	ボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。	
	☒	施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしている。	
(3)地域支援			
68	①地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。		b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	福祉ニーズを把握する取組の一環として、児相や県の子ども家庭課の連絡会などに参加している。法人が障害者相談支援事業を開設し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。地域の福祉ニーズを把握する手だてとして、民生委員との連携も期待したい。
	b	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	
着眼点	☒	関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	☐	民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	☒	地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	☒	社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。	
69	②地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。		b
判断基準	a	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	法人は、大舎制の施設から小舎制に向けての計画を、中・長期計画に明示している。地域の子育ての相談や里親支援など、地域の拠点となる取組が望まれる。
	b	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。	
	c	施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動の計画がない。	
着眼点	☒	把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。	
	☒	把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。	
	☒	新たな事業・活動や企画の実施の時には、その利用者等に対して説明し、その意向を尊重している。	
	☐	施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力している。	
	☐	地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
7 職員の資質向上				
7 職員の資質向上				
(1)職員の資質向上				
70	①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。		b	
判断基準	a	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	組織として職員の教育、研修に関する姿勢は、法人の理念や「全国児童養護施設協議会倫理綱領」、「袋中園職員の心得」に組織が職員に求める基本姿勢が明示されている。基本方針や中長期計画に職員に求める専門性や専門資格を具体的に明示することが望まれる。	
	b	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。		
	c	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。		
	着眼点	☒		施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
		☐		現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める専門性や専門資格を明示している。
71	②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。		b	
判断基準	a	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。	職員一人一人の有資格については法人事務局で把握している。県外研修は複数年かけて職員全員が受講できるよう配慮し年度初めに職員へ周知している。職員一人一人の研修計画を策定することが望まれる。	
	b	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。		
	c	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。		
	着眼点	☐		職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
		☒		職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
☐		策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。		
☒		施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。		
☒	教育・研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されている。			
72	③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。		b	
判断基準	a	研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。	研修に参加した職員は復命書を提出するとともに研修報告が実施され、職員間の共有化が図られている。個別の研修結果を評価・分析し次の研修計画に反映することが望まれる。	
	b	研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。		
	c	研修成果の評価が定期的に行われていない。		
着眼点	☒	研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。		
	☒	研修を終了した職員が、研修内容を報告会などで発表し、共有化する機会を設けている。		
	☐	報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。		
	☐	評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。		
	☐	評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
73	④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。		b	
判断基準	a	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を積極的に支援している。	研修については、施設長を中心に研修計画が作成され、職員は2年に1回、県外研修に参加している。法人の研修報告会や支援会議などで、研修報告や読み合わせなどを実施している。法人の施設管理規程に、職員間の連絡調整、助言指導は、主任が行うことが明示されている。職員が抱える課題については、個別での対応や会議などで、施設長を中心に話し合いが実施され、問題意識の共有や対処していく体制となっている。施設全体として、職員一人ひとりの技術援助の向上に一層の支援を期待したい。	
	b	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援しているが、十分ではない。		
	c	スーパービジョンの体制が確立しておらず、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援していない。		
	着眼点	☒		施設内に研修計画担当職員を配置し、研修計画の体系化を確立している。
		☐		外部研修会への派遣等の研修のみならず施設内研修を計画的に実施している。
		☒		職員がひとりで問題を抱え込まないように、施設長、基幹的職員などに、いつでも相談できる体制を組織として確立している。
☒		日々の報告や記録を通して、課題の発見とその克服に向けた問題意識の共有が図れるように、適切に対処していく体制が確立されている。		
☒	特定の職員だけが課題を抱え込まないように、チームワークを大切にしながら、養育・支援に努めている。			
8 施設の運営				
8 施設の運営				
(1)運営理念、基本方針の確立と周知				
74	①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。		a	
判断基準	a	法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。	児童養護施設における基本的理念は、「子どもの最善の利益を図ることこそが最大の目標である。家庭、学校などのあらゆる場面において、暴力・虐待などから守られる。」などが児童養護支援マニュアルに記載されている。養護の目標として、宗教的情操のもと「明るく・正しく・仲良く」を基本に、心と体の調和を図り豊かな人格を育てる。と明文化されるなど、施設の使命・役割が反映されている。	
	b	法人・施設の運営理念を明文化しているが、法人と施設の使命・役割の反映が十分ではない。		
	c	法人・施設の運営理念を明文化していない。		
	着眼点	☒		法人・施設の運営理念が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
		☒		法人・施設の運営理念から、法人・施設が実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
		☒		法人・施設の運営理念には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されている。
75	②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。		a	
判断基準	a	法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。	理念に基づく基本方針は、施設のパンフレットや「児童養護支援マニュアル」に施設の役割や家庭的養護の推進の視点などが記載されている。養育の方針を5つ掲げ、社会性及び自活能力の向上や基本的生活習慣の確立など、適切な内容の基本方針が明文化されている。	
	b	法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。		
	c	法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化していない。		
	着眼点	☒		基本方針には、運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれている。
		☒		基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。
		☒		基本方針が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
☒		基本方針は、法人・施設の運営理念との整合性が確保されている。		
☒		基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
76	③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。		b
判断基準	a	法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	理念や基本方針は、職員に対して、年度初めの支援会議で読み合わせを行うなど周知を図っている。支援会議やケース会議などで、随時に読み合わせが行われ、新採用職員は施設長から説明が行われている。自己評価検討会において理念や基本方針について、毎年職員とともに検討している。実践テーマを設定しての討議、実行が望まれる。
	b	法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布していない。	
着眼点	☒	運営理念や基本方針を会議や研修において説明している。	
	☐	運営理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。	
	☒	運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
77	④運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。		b
判断基準	a	法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	理念や基本方針は施設内に掲示され、保護者などが確認できる状況にある。入所時には施設長から施設全体の説明があり、家庭支援専門相談員からは、養育内容や施設の決まりごとなどの説明がされている。理念などの周知状況を確認する取り組みが望まれる。
	b	法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布していない。	
着眼点	☐	運営理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。	
	☐	障害のある保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。	
	☒	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に資料をもとに説明している。	
	☐	運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
(2)中・長期的なビジョンと計画の策定			
78	①施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。		b
判断基準	a	経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定している。	法人として、平成37年度までの10年間の中・長期計画「児童養護施設・乳児院の家庭的養護推進計画」を今年5月に策定している。その内容は、施設の小規模グループケア化、里親及びファミリーホームへの支援、施設の改築、人材確保等となっている。長期計画となっているため、必要に応じた点検、見直しを期待したい。
	b	経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定しているが、課題や問題点を解決するための内容が十分でない。	
	c	経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定していない。	
着眼点	☒	運営理念や基本方針あるいは質の高い養育・支援の実現に向けた将来像や目標（ビジョン）を明確にしている。	
	☒	実施する社会的養護の養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。	
	☒	中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。	
	☐	中・長期計画に基づく取組を行っている。	
	☐	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
	☒	施設の小規模化と地域分散化による家庭的養護の推進を図るため、本体施設は小規模グループケア化するとともに、小規模化し、併せて、家庭的養護の推進に向け、施設機能を地域に分散するグループホームやファミリーホームへの転換を行う移行計画を策定している。	
☒	中・長期計画は、本体施設が専門的ケアや地域支援の拠点機能を強化し、地域の里親支援や家庭支援を行う体制を充実させる内容になっている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果		
79	②各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。		b		
判断基準 着眼点	a	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映し策定されている。	各年度の事業計画は、地域小規模児童養護施設つきかぎの運営をはじめ8項目に区分して計画されている。中・長期計画は今年策定され、家庭的養育推進計画にのっとり、小規模グループケアの実施に取り組んでいる。各年度の事業計画は具体的な活動や数値目標を設定されることが望まれる。		
	b	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映し策定されているが、事業内容が十分でない。			
	c	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。			
	☒	事業計画には、小規模化、専門的支援、人材育成、地域支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。			
	☐	事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。			
	☒	事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。			
	☒	事業計画は、前年度の実施状況の把握や評価を踏まえて策定している。			
	80	③事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。			b
判断基準 着眼点	a	各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	事業計画は職員参画のもと、福祉保健部会で案を作成し、支援会議で検討・決定している。年度途中にあっても評価、見直しできる手順などの整備及び見直しの実施が望まれる。		
	b	各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。			
	c	各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。			
	☐	年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。			
	☐	評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。			
	☒	一連の過程が一部の職員だけで行われていない。			
	81	④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。			b
	判断基準 着眼点	a		各計画を職員に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	各年度の事業計画は月1回開催される支援会議やケース会議などで職員に配布し説明を行っている。計画の進捗状況を確認し、継続的な取組が出来るよう望まれる。
b		各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。			
c		各計画を職員に配布していない。			
☒		各計画を会議や研修において説明している。			
☐		各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行っている。			
☐		各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。			
☐		各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。			

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
82	⑤事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。		C
判断基準	a	事業計画を子ども等に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	子ども等への事業計画の配布および説明は行っていない。事業計画について、子ども等へ理解を促すために取り組むことを期待したい。
	b	事業計画を子ども等に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を子ども等に配布していない。	
着眼点	☐	子どもや保護者等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。	
	☐	各計画を子どもや保護者等に資料をもとに説明している。	
(3)施設長の責任とリーダーシップ			
83	①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。	管理者の役割と責任は施設管理規定に記載され、法人の広報誌や支援会議などで表明している。さらに、現場へ頻繁に足を運び子どもの状況把握に努めるなど、率先垂範に努め、職員からも信頼されリーダーシップを発揮している。有事における最高責任者としての責任も明確にしている。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
着眼点	☒	施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。	
	☒	施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。	
	☒	平常時のみならず、有事（災害・事故等）における施設長の役割と責任が明確になっている。	
	☒	施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	
84	②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。		b
判断基準	a	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	施設長は、県内外の児童養護協議会や社会福祉協議会などにおける研究大会などに参加され、職員に対する遵守すべき法令等について収集し把握している。得た情報は、会議等において報告や職員と読み合わせを実施するなど、組織全体をリードしている。遵守すべき法令等のリストの作成が望まれる。
	b	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
着眼点	☒	施設長は、法令遵守の観点での施設経営に関する研修や勉強会等に参加している。	
	☐	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。	
	☒	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
85	③施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。		a	
判断基準	a	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	施設長は平成24年度から自己評価検討会を設置し、養育・支援の質について職員とともに検証している。具体的には、自己評価の結果から、改善を要する項目から検討し、職員の意見を取り入れながら取り組むなど、指導力を発揮している。	
	b	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		
	c	施設長は、養育・支援の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。		
	着眼点	☒		施設長は、実施する養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
		☒		施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
		☒		施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
		☒		施設長は、養育・支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	86	④施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。		
判断基準	a	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	施設長は法人内の施設長部会において、人事、財務等について分析を行なっている。人員配置について過員配置がされ、職員が働きやすい環境を整備している。配水管つまりの原因であった中庭の大木を伐採し、東屋を設置して遊び場を確保するなど、指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		
	c	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。		
	着眼点	☒		施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
		☒		施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
		☒		施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
		☒		施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	(4)経営状況の把握			
87	①施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。		b	
判断基準	a	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	社会的養護関係の動向は県内外の施設長会議や県主幹課などから情報を得て把握している。施設長は全国乳児院協議会の評議員を務めている中で、社会的養護に関する情報を得ている。福祉ニーズの把握に努め、中・長期計画等への反映を期待したい。	
	b	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。		
	c	施設運営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。		
	着眼点	☒		社会的養護の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
		☒		子どもの数や子どもの状況等について、施設が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
		☒		養育・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集している。
		☐		把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
88	②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。		b
判断基準	a	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	運営状況の分析は、施設長のもとで収支分析表をもとに入所率などの分析を行っている。運営状況の改善については、職員同士の検討の場を設置し施設全体で取組されている。改善に向けた取組は、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。反映が望まれる。
	b	運営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。	
	c	運営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。	
着眼点	☒	定期的に養育・支援のコスト分析や子どもの数の推移、入所率等の分析を行っている。	
	☐	改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。	
	☒	運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体で取組を行っている。	
89	③外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。		c
判断基準	a	外部監査を実施しており、その結果に基づいた運営改善を実施している。	外部監査は実施されていない。
	b	外部監査を実施しているが、その結果に基づいた運営改善が十分ではない。	
	c	外部監査を実施していない。	
着眼点	☐	事業規模に応じ、定期的に（2年あるいは5年に1回程度）、外部監査を受けるよう努めている。	
	☐	外部監査の結果や、公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施している。	
(5)人事管理の体制整備			
90	①施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。		b
判断基準	a	目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	今年度から「家庭的養護推進計画」に人材の確保(特に直接的処遇職員)が方針として掲げられ、各種加算職員の配置に関する人員体制が位置づけられている。施設が必要とする人材や人員体制について、具体的なプランの作成が望まれる。
	b	目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。	
	c	目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。	
着眼点	☐	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。	
	☐	社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。	
	☐	プランに基づいた人事管理が実施されている。	
	☒	各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。	
	☒	職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として養育・支援に取り組む体制が確立している。	
	☒	基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしている。	

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果	
91	②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。		C	
判断基準	a	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。	施設長は、職員のシフト表の作成や勤務状況などを把握している。人事配置などは法人全体で取り組んでいる。法人は、人事考課制度の導入はしていない。	
	b	定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。		
	c	定期的な人事考課を実施していない。		
	着眼点	☐		人事考課の目的や効果を正しく理解している。
		☐		考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られている。
92	③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。		b	
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	出退勤管理システム(タイムカード)により、職員の就業状況は把握している。施設長は勤務表を作成するとともに、有給休暇の消化率なども把握している。職員が相談できるようなカウンセラーなど、専門家との連携が望まれる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。		
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。		
着眼点	☒	職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。		
	☐	把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。		
	☐	分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。		
	☐	改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。		
	☐	定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。		
	☐	希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。		
	☐	困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。		
93	④職員処遇の充実を図るため、福祉厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。		b	
判断基準	a	職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。	職員の福利厚生は就業規則で明記されている。健康診断の実施(夜勤職員は年2回)インフルエンザなどの予防接種の実施、沖縄県社会福祉共済会や独立行政法人福祉医療機構に加入し、職員の福利厚生を図っている。悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員への支援体制が望まれる。	
	b	職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。		
	c	職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。		
着眼点	☒	職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。		
	☐	職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、又は、関係機関と連携して、解決に向けた体制が整備されている。		
	☒	職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。		
	☐	臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意している。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
(6)実習生の受入れ			
94	①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。		b
判断基準 着眼点	a	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組を実施している。	実習生受入れは保育士のみとなっている。マニュアルが整備され、受入れ方針が明示され、窓口は施設長及び主任となっている。実習生は、承諾書で持って受け入れ、学校側のプログラムに沿った研修となっている。実習指導者は各学校主催の実習指導者連絡会へ参加している。実習内容全般が計画的に学べる、施設独自の实習プログラム作成が望まれる。
	b	実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生の受入れと育成について、体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。	
	☒	実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。	
	☒	実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、全職員が理解している。	
	☒	実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。	
	☒	受入れに当たっては、学校等との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。	
	☐	実習指導者に対する研修を実施している。	
	☒	学校等と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
	☐	学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定している。	
☒	社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。		
(7)標準的な実施方法の確立			
95	①養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。		b
判断基準 着眼点	a	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた養育・支援が実施されている。	標準的な実施方法として、項目別支援内容や児童の危機対応マニュアル、青雲寮事件・事故対応マニュアルが作成されている。内容は、入所前から入所後、基本的生活習慣支援、アフターケア、事故防止、急病時の対応などとなっている。標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みが望まれる。
	b	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた養育・支援の実施が十分ではない。	
	c	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	☒	標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行っている。	
	☒	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	☒	標準的な実施方法には、子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。	
	☐	標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
☒	マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。		

福祉サービス第三者評価基準 自己評価票

項 目		評価及び評価の判断理由・特記事項等	評価結果
96	②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。		b
判断基準 着眼点	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。	標準的な実施方法(マニュアル)は3年前に検討会を設置して全面的に見直されたものとなっている。見直しの時期や方法及び年1回の検証を行う手順の作成及び実施が望まれる。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分でない。	
	c	標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	☐	養育・支援の標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐	見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。	
	☒	標準的な実施方法の見直しに当たり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
(8)評価と改善の取組			
97	①施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。		a
判断基準 着眼点	a	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。	2年前から自己評価検討会を立ち上げ、施設長を先頭に毎年、自己評価を実施している。施設運営や養育・支援の内容を振り返り、検証して明確になった課題に取り組む体制が機能している。
	b	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。	
	c	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。	
	☒	評価に関する担当者・担当部署が設置されている。	
	☒	職員の参画による評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。	
	☒	3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施している。	
98	②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立てて実施している。		b
判断基準 着眼点	a	評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	自己評価検討会において職員参画の下、自己評価で得られた組織の取り組むべき課題を共有して改善に取り組んでいるが改善実施計画の策定が望まれる。
	b	評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。	
	c	評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。	
	☒	職員の参画により評価結果の分析を行っている。	
	☒	分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。	
	☒	職員間で課題の共有化が図られている。	
☒	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。		
☐	改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。		